

進学や就職などで引っ越しされる人へ【選挙制度】 ●問い合わせ／選挙管理委員会 ☎ 52-3131

3月、4月は進学や就職、転勤などで引っ越しが多い季節です。町外に転出する場合は、選挙での投票にも影響がありますので、忘れずに転出届などの手続きを行ってください。

●**選挙人名簿への登録など**／選挙で投票するには、満18歳以上の日本国民で、かつ、市区町村の選挙人名簿に登録されていなければなりません。また、選挙人名簿への登録は、年4回行う『定時登録』と選挙のたびに行う『選挙時登録』があります。

- ①**定時登録**／毎年3月、6月、9月、12月の登録月の原則1日に行います。
- ②**選挙時登録**／選挙の都度、基準日や登録日を定めて行います。このほか、町では、新たに18歳になり選挙人名簿に登録される人に対し、登録通知を送付しています。選挙の際には、住民基本台帳に記録されている住所に投票所入場券を送付しますので、住所が変わった場合は必ず住民票を移しましょう。
- 転入**／転入する市区町村に、転入届を提出した日から引き続き3カ月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されていることが、選挙人名簿への登録要件となります。
- 転出**／転出する市区町村に転出届を提出し、4カ月を経過した時に選挙人名簿から抹消されます。なお、新しい住所地では、転入届を提出して3カ月経過後の定時登録または選挙時登録時に選挙人名簿に登録されるため、1カ月間はそれぞれの選挙人名簿に登録される『二重登録期間』が生じる場合があります。この期間に、選挙が執行される場合は、新しい住所地で投票することができ、厚岸町では投票できません。
- 転居**／町内転居については、選挙管理委員会で、定時登録日、公示日または告示日の前に登録の移し替えの期間を設定し、その期間までに転居届を提出された人は、新しい住所地の選挙人名簿に登録されます。なお、設定した期間よりも後に転居届を提出された人は、前住所地の選挙人名簿に登録されていますので、選挙の際は、投票所入場券の投票所欄を確認しましょう。

●**投票について**

- ▷**国政選挙(衆議院議員選挙および参議院議員選挙)**＝転出先が国内である限り、新しい住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、原則として旧住所地の市区町村で投票することができます。
- ▷**北海道知事選挙および北海道議会議員選挙**＝転出先が道内の場合は、新しい住所地の選挙人名簿に登録されるまでの間、名簿登録のある旧住所地の市区町村で投票することができます。投票の際は、引き続き道内で住所を有していることの確認などが必要です。なお、道外に転出した場合は、投票できません。
- ▷**市区町村選挙(首長選挙および議会議員選挙)**＝同一の市区町村内で転居した場合は、引き続き選挙人名簿に登録されている人が投票できます。なお、転出した場合は投票できません。

**転入・転出に伴う
選挙人名簿登録・
抹消の流れ**

例：3月2日～4月30日 厚岸町から転出 → 7月3日～9月1日に抹消
 3月2日～4月30日 釧路市へ転入届を提出 → 9月定時登録で登録
 ※下図は、3月2日に転出届を提出し、同日に転入届を提出した場合



引っ越しシーズン到来!

新生活に向けた手続きなどはもうお済みですか?

住所の異動手続きについて ●問い合わせ／窓口サービス係

就職・転勤・入学などによる引っ越しで、住所を異動する人は、異動の届け出が必要です。
 住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な届け出ですので、忘れずに手続きをしましょう。
 届け出の際は、『マイナンバーカード』『住民基本台帳カード』の住所変更手続きも必要です。
 マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインで転出届および転入予約(来庁予定の連絡)ができます。
 詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

▶マイナポータル『引越し手続きについて』はこちらから



▶デジタル庁『引越し手続きオンラインサービス』はこちらから



ごみの収集手続きについて ●問い合わせ／廃棄物対策係

町内に転入、または町外へ転出される人は、ごみ収集の届け出が必要です。町外へ転出される人は、生ごみバケツをきれいに洗ってから、届け出時に町民課窓口サービス係か環境林務課廃棄物対策係まで返却してください。
 また、世帯人数が変更になる場合も届け出が必要になりますので、早めに届け出をしましょう。

水道の使用・中止手続きについて ●問い合わせ／業務係

水道を使用・中止するときは、届け出が必要です。引っ越しが決まったら、早めに届け出をしましょう。
 使用を中止するときは、必ず中止する日の前日までに届け出をしてください。中止の届け出が遅れると、その期間についても料金をお支払いいただくことになります。
 水道を開栓するのは、平日の9時から17時までです。転入・転居で水道を新たに使用する人は、早めに届け出をしましょう。郵送やメール、ファクスでの提出も可能です。

各種障害者手帳の変更手続きについて ●問い合わせ／障がい福祉係 ☎ 53-3333

各種障害者手帳に書かれている住所・氏名等が変わった場合には、手帳の変更届を提出する必要があります。お心当たりのある人は、問い合わせください。

軽自動車の異動手続きについて ●問い合わせ／課税係

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者(場合によっては使用者)に課税されます。そのため、廃車や譲渡などをした場合に異動手続きをしなければ、軽自動車を所有していないにもかかわらず課税されることになりますので、必ず異動手続きをしましょう。
 また、転入や転出の場合も必ず異動手続きをしましょう。

●届出場所

- ①125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)＝役場税務課課税係
- ②軽四輪自動車(貨物・乗用)＝釧路軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-1767
- ③125ccを超える二輪車(二輪の小型自動車)＝釧路運輸支局 ☎ 050-5540-2005